

電気事業法等の一部を改正する法律案に係る事前評価書

1. 政策の名称

我が国の現下の電力市場をめぐる状況に鑑み、電気の小売業への参入の全面自由化及びこれに伴う各種制度の整備等の措置を講ずる政策

2. 担当部局

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 村瀬佳史
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力改革推進室企画官 山崎琢矢
電話番号：03-3580-0877 e-mail：denryoku-system@meti.go.jp
商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課長 石崎隆
電話番号：03-3501-6683 e-mail：shoseika1@meti.go.jp
経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊誠
電話番号：03-3501-1742 e-mail：qqnbbj@meti.go.jp
経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課長 村上敬亮
電話番号：03-3501-4031 e-mail：re-toiwase@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成26年2月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

電気事業法第1弾改正法（平成25年法律第74号）附則の改革プログラムにおいては、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を、電力システム改革の3つの目的として掲げ、3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら、改革を進めることとしている。このうち、第2弾改正については、平成26年通常国会に法案を提出し、平成28年を目途に電気の小売業への参入の全面自由化（以下「小売全面自由化」という。）を実施することとされている。これを踏まえ、電気の小売業への参入規制（地域独占）の撤廃を実施し、それに伴い、既存の電気事業類型の見直しを行うとともに、安定供給や取引の適正性の確保を行うために、それぞれの事業の性格に応じた規制を課すこと等が必要である。

(2) 規制の内容

①小売電気事業の登録制度の創設及び小売電気事業者に対する行為規制に関する措置

小売供給（一般の需要に応ずる電気の供給をいう。）を行う事業（以下「小売電気事業」という。）を営もうとする者については、経済産業大臣の登録を受けることを求める制度を創設。加えて、料金その他の供給条件の需要家への説明義務等の行為規制を課す。

②一般送配電事業の許可制度の創設及び一般送配電事業者に対する行為規制に関する

措置

自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により託送供給及び発電量調整供給を行う事業（送配電用の電気工作物により行う最終保障供給等の小売供給を含む。以下「一般送配電事業」という。）を営もうとする者については、事業の開始・休廃止に当たって経済産業大臣の許可を受けることを求める制度を創設。加えて、電圧及び周波数維持義務等の行為規制を課す。

③送電事業の許可制度の創設及び送電事業者に対する行為規制に関する措置

自らが維持し、及び運用する一定の要件を満たす送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業（以下「送電事業」という。）を営もうとする者については、経済産業大臣の許可を受けることを求める制度を創設。加えて、振替供給義務等の行為規制を課す。

④特定送配電事業の届出制度の創設及び特定送配電事業者に対する行為規制に関する措置

自らが維持し、及び運用する電線路により特定の供給地点において小売供給及び小売電気事業又は一般送配電事業を営む他の者に対する電気の供給を行う事業（以下「特定送配電事業」という。）を営もうとする者については、特定送配電事業の開始に当たって、経済産業大臣に届出を行う制度を創設するとともに、二重投資・過剰投資等により電気の使用者の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める時は、経済産業大臣がその届出内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる環境を整備する。加えて、電圧及び周波数維持義務等の行為規制を課す。

⑤発電事業の届出制度の創設及び発電事業者に対する行為規制に関する措置

自らが維持し、及び運用する一定の要件を満たす発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業（以下「発電事業」という。）を営もうとする者については、経済産業大臣に届出を行う制度を創設する。また、これらの者の発電能力を経済産業大臣が適切に把握するとともに、経済産業大臣がこれらの者に対して供給命令を発動し得る環境を整備する観点から、発電事業者には、事業の開始・休廃止に当たって、その維持・運用する発電用の電気工作物に係る事項等、必要な情報を経済産業大臣に届け出ることを求めることとする。加えて、一般送配電事業者との間で発電し、供給することを約している場合の発電等義務の行為規制を課す。

⑥事業類型の見直しに伴う広域的運営に係る規制見直し

現行法（第1弾改正法（平成25年法律第74号）による改正後の電気事業法）においては、電気事業者に対して、広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）への加入義務や発電電力量等の推進機関への情報提供義務を課し、特定の電気事業者が需給ひっ迫に直面している場合には、推進機関が、他の電気事業者に対して電力融通に係る指示等を行うことができる旨を規定している。

第2弾の改正後の電気事業法においても、事業類型の見直し後の電気事業者（小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者）

に対する推進機関への加入義務等を規定する。

⑦経済産業大臣による卸電力取引所の指定制度の創設

電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成を目的に、電気の売買取引を行うための市場（以下「卸電力取引市場」という。）を開設している者であって一定の要件を満たす者を経済産業大臣が指定することができる制度（指定法人制度）を新たに設ける。

⑧固定価格買取制度における接続義務の義務対象者の改正

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度において、電気事業法の改正を踏まえて、送電事業者についても、再生可能エネルギー発電事業者からの接続請求に応諾する義務を課す。

⑨商品先物取引法に基づく先物取引の対象に「電力」を追加

商品先物取引法は、価格の形成や商品市場における取引の公正等を確保するため、商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等を定めている。現行の商品先物取引法の「商品」は有体物である「物品」に限られているため、無体物である「電力」を加え、電力先物取引を可能とする。

⑩保安規制の合理化となる使用前自己確認制度創設に伴う所要の措置

現行制度では、事業用電気工作物の工事のうち、公共の安全の確保上特に重要な工事（原子力発電工作物等）については、その工事計画について、事前の国の認可を求めており（第47条第1項）、認可対象の工事以外で、公共の安全の確保上なお重要なものについては、その工事計画について、事前の国への届出を求めている（第48条第1項）。

また、工事計画の認可又は届出対象の工事で設置等が行われた事業用電気工作物のうち、重要なものについては、その使用の開始前に国による使用前検査（第49条第1項、対象は原子力発電工作物等）又は事業者自身による使用前自主検査（第51条第1項）を課している。さらに、使用前自主検査を行った場合には、その検査体制の適切性について、国（又は国の登録を受けた機関）による審査（第51条第3項、使用前安全管理審査）を受けることを義務付けている。

改正後の規定では、公共の安全の確保上重要な事業用電気工作物について、事業者による設備使用前の技術基準適合性（安全性）の自己確認を義務付ける。ただし、工事計画の国による認可や工事計画の国への届出の対象となる電気工作物については、本制度の適用を除外する。また、使用前自己確認義務の対象となる公共の安全の確保上重要な事業用電気工作物について、技術基準適合を担保するためには、主務大臣が設置者に対する報告徴収権限や立入検査権限を行使し、必要な調査を効率的に実施することが重要である。そこで、主務大臣がこのような権限を円滑に行使する環境を整備し、適切に電気保安の確保を図るため、設置者に対して、使用前自己確認の結果を主務大臣に届け出ることを義務付ける。

(3) 規制の必要性

①小売電気事業の登録制度の創設及び小売電気事業者に対する行為規制に関する措置

小売全面自由化を行った後、一般の需要、すなわち不特定多数の需要に応ずる電気の供給については誰もがなし得ることとなる。他方で、その供給の相手方には一般家庭等の需要家も含まれ得ることから、仮にこうした事業を営む者に対する何らの規制措置も講じない場合、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生が想定されるなど、需要家保護の観点から適当ではない。

このため、需要家の利益を保護する観点から、こうした事業を営もうとする者には、経済産業大臣の登録を受けることを求めることによって事業者の適格性を確保する必要があるとともに、料金その他の供給条件の需要家への説明義務等の行為規制を課す必要がある。

②一般送配電事業の許可制度の創設及び一般送配電事業者に対する行為規制に関する措置

小売全面自由化を行った後も、送配電設備については引き続き規模の経済性や自然独占性が認められることから、二重投資及び過剰投資による弊害を防止する必要性は現在と変わらないことに加え、電気の安定供給を確保する観点からは、送配電設備を維持・運用する者に電圧及び周波数の値を適切に維持させる必要がある。このため、送配電設備を用いて託送供給等の事業を営もうとする者については、経済産業大臣の許可を受けることを求めることとし、電圧及び周波数維持義務等の行為規制を課す。

③送電事業の許可制度の創設及び送電事業者に対する行為規制に関する措置

一定の要件を満たす送電設備を維持・運用する一般送配電事業者以外の主体についても、二重投資及び過剰投資による弊害を防止する必要があることから、こうした事業を営もうとする者については、経済産業大臣の許可を受けることを求めることとし、行為規制を課すことが適当である。

④特定送配電事業の届出制度の創設及び特定送配電事業者に対する行為規制に関する措置

小売全面自由化後も、現行の電気事業法における特定電気事業者のように、特定の供給地点において、送電、変電及び配電に係る事業を営む者が現れることが想定される。従って、こうした事業を営もうとする者については、送配電設備に係る二重投資及び過剰投資を防止する観点から、託送供給の義務等の一定の規制に服せしめることが必要である。

⑤発電事業の届出制度の創設及び発電事業者に対する行為規制に関する措置

今般の法律改正では、一般電気事業者をはじめとする現行の電気事業者に係る規定は廃止されることとなるが、電気の安定供給の確保のために、引き続き経済産業大臣が我が国における供給力を適切に把握し、電気の安定供給の確保に支障が生じ又は生ずるおそれがある場合には供給命令等を発動し得る環境を整備することが必要である。

⑥事業類型の見直しに伴う広域的運営に係る規制見直し

今般の法律改正では、現行の電気事業法における一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者に係る規定を削除し、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者を新たな電気事業者の類型として観念している。

こうした制度改正後も、国民生活及び国民経済に不可欠の基礎エネルギーを供給するという電力供給に係る事業の公益性や、その技術的・経済的特質は変わるものではなく、電気の安定供給の確保等に資するよう、これらの事業者は相互に協調しながらその事業を遂行する必要がある。このため、現行法（第1弾改正法（平成25年法律第74号）による改正後の電気事業法）において電気事業者が広域的運営を実現するために課されている義務（広域的運営推進機関への加入義務、供給命令等）については、新たな類型の電気事業者についても引き続きこれを課すこととする。

⑦経済産業大臣による卸電力取引所の指定制度の創設

今般の法律改正においては、小売全面自由化を実施するとともに、一般電気事業者に長期・大量の電気の卸供給を行う際に義務付けられていた供給条件（料金等）の届出の規定を撤廃することとしている。これに伴って、これまで一般電気事業者に対して長期相対の卸供給を行ってきた発電事業者が、取引所取引を通じた電気の卸売を拡大させるとともに、新規参入の小売電気事業者などが取引所取引を通じて電気を調達する機会が増大し、取引所の重要性が増すことが想定される。このように、取引所の重要性が増す中において、電気の利用者の利益を保護し、電気事業の健全な発達を図るためには、透明性の高い取引環境の下で電力の円滑な取引ができる機会を発電事業者や小売電気事業者に提供するとともに、取引所が開設する市場で指標性を有する適切な価格を形成することが重要である。そのために、電力の卸取引を行う市場を開設している者であって一定の要件を満たす者を経済産業大臣が卸電力取引所として指定した上で、経済産業大臣が当該市場における価格形成や市場運営の状況等を適時適切に把握し、仮に市場運営に問題がある場合には、これを是正し得る環境を整備することが必要である。

⑧固定価格買取制度における接続義務の義務対象者の改正

現行の再エネ特措法第5条では、接続義務対象者を「一般電気事業者及び特定電気事業者」と規定している。

一方、今般の電気事業法改正により、一般送配電事業者及び送電事業者について、発電設備への接続義務が課されることとなる。このため、再エネ特措法においても、これまでの再エネ特措法上の接続義務対象者に相当する一般送配電事業者及び特定送配電事業者に加え、送電事業者についても、接続義務の対象とすることが必要である。

⑨商品先物取引法に基づく先物取引の対象に「電力」を追加

第2弾の電気事業法改正における小売全面自由化や卸電力取引所の法定化を通じ、卸電力市場が活性化することが想定されるところ、卸電力市場の価格は需給に応じて変動するため、かかる価格変動を回避するための電力先物市場が必要となる。

他方、卸電力市場の価格は変動するため、当該価格を利用して先物取引を行うこ

とは、偶然の事情に関して財物を賭ける行為となり、賭博罪に該当する。

そのため、電力先物市場を創設するために、法律上に電力の先物取引を位置づけ、刑法における法令行為として違法性が阻却されることを明確にする必要がある。

⑩保安規制の合理化となる使用前自己確認制度創設に伴う所要の措置

燃料電池発電設備等は、設置がパターン化されていて、工場で組み立てられしまうものである一方、運転開始後にトラブルがあった場合、漏電等による火災や波及事故による大規模な供給障害等が発生するおそれがある。このような電気工作物については、国が事前に工事計画を審査する必要性は乏しいが、使用の開始前には設置者による自主的な安全性の確認が行われることが必要である。

そこで、このような事業用電気工作物について、その設置者に対して、工事計画の届出は課さない一方、使用前の安全確認を課すことで、合理的に保安確保を図る必要がある。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

①電気事業法

- ・小売電気事業の登録制度の創設及び小売電気事業者に対する行為規制に関する措置<第2章第1節>
- ・一般送配電事業の許可制度の創設及び一般送配電事業者に対する行為規制に関する措置<第2章第2節>
- ・送電事業の許可制度の創設及び送電事業者に対する行為規制に関する措置<第2章第3節>
- ・特定送配電事業の届出制度の創設及び特定送配電事業者に対する行為規制に関する措置<第2章第4節>
- ・発電事業の届出制度の創設及び発電事業者に対する行為規制に関する措置<第2章第5節>
- ・事業類型の見直しに伴う広域的運営に係る規制見直し<第2章第8節第3款>
- ・経済産業大臣による卸電力取引所の指定制度の創設<第6章>
- ・保安規制の合理化となる使用前自己確認制度創設に伴う所要の措置<第51条の2>

②電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

- ・固定価格買取制度における接続義務の義務対象者の改正<再エネ特措法第5条>

③商品先物取引法

- ・商品先物取引法に基づく先物取引の対象に「電力」を追加<商品先物取引法第2条>

5. 想定される代替案

今回の各種措置の創設に関して、各政策の現状の改正案と代替案の費用便益分析による政策評価を検討する。

具体的には、下記の10点について検討を行う。

①小売電気事業の登録制度の創設及び小売電気事業者に対する行為規制に関する措置

②一般送配電事業の許可制度の創設及び一般送配電事業者に対する行為規制に関する

措置

- ③送電事業の許可制度の創設及び送電事業者に対する行為規制に関する措置
- ④特定送配電事業の届出制度の創設及び特定送配電事業者に対する行為規制に関する措置
- ⑤発電事業の届出制度の創設及び発電事業者に対する行為規制に関する措置
- ⑥事業類型の見直しに伴う広域的運営に係る規制見直し
- ⑦経済産業大臣による卸電力取引所の指定制度の創設
- ⑧固定価格買取制度における接続義務の義務対象者の改正
- ⑨商品先物取引法に基づく先物取引の対象に「電力」を追加
- ⑩保安規制の合理化となる使用前自己確認制度創設に伴う所要の措置

代替案については、以下のとおり考える。

①の代替案としては、登録制度ではなく、より弱い規制措置である届出制度を設けた上で、行為規制については政府がガイドラインを策定し、小売電気事業者に遵守を求めることが考えられる。②③の代替案としては、許可制度ではなく、より弱い規制措置である登録制度を設けた上で、行為規制については政府がガイドラインを策定し、小売電気事業者に遵守を求めることが考えられる。④⑤の代替案としては、届出制度を設けず、行為規制については政府がガイドラインを策定し、特定送配電事業者及び発電事業者に遵守を求めることが考えられる。

⑥については、事業類型の見直しに伴って任意加入とすることは考えられないため、代替案は設定しない。

⑦の代替案としては、指定制度を設けず、卸電力取引に関するガイドラインを政府が策定し、取引所設置者に遵守を求めることが考えられる。

⑧は、再生可能エネルギー発電事業者が送電事業者の系統に対し、高い予見可能性の下に接続を行うことを可能とすることを目的として、電気事業法において送電事業者の接続義務が一般的に規定されることに伴い、固定価格買取制度において送電事業者の接続義務についてより詳細に規定することを意図するものである。そのため、同制度において送電事業者の接続義務を位置づける以外の代替案はない。

⑨については、電力先物取引を可能とするためには、電力の先物取引を法律上位置づけ、賭博罪に係る違法性の阻却を明確にする必要があるため、他の代替案は考えられない。

⑩については、設備の使用前の安全確認が必要である公共の安全の確保上重要な電気工作物に対して、事業者による使用前の自己確認とその結果の国への届出のみを課す必要最小限度の規制であるため、代替案はない。

6. 規制の費用

①小売電気事業の登録制度の創設及び小売電気事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	登録制度関係		行為規制関係	
	改正案①： 小売電気事業の登録制度を創設する場合	代替案①： 小売電気事業の届出制度を創設する場合	改正案②： 小売電気事業に対して行為規制を課す場合	代替案②： 小売電気事業に関する、ガイドラインを政府が定めた上で、その遵守を小売電気事業者を求める場合
小売電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・小売電気事業の開始に際し参入規制を課すことになるため、小売電気事業者に、登録申請手続きに係る書類作成や手続き待ち等のコストが発生する。 ・事業開始の準備をしたにも関わらず登録が拒否された場合には機会コストが発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小売電気事業の開始に際し参入規制を課すことになるため、小売電気事業者に、届出申請手続きに係る書類作成や手続き待ち等のコストが発生する。 ・改正案①と比較すると、届出制の場合、届出を行えば事業を行うことができるため、事業開始の準備をしたにも関わらず届出を拒否されるといった機会コストが発生することは無い。 ・なお、現行制度におい 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明義務や苦情処理義務、供給力確保義務等については、新たに行為規制が設けられる事となるため、説明、苦情処理、供給力確保等を行う負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定められたガイドラインに従った説明、苦情処理、供給力確保等の対応を、経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従う小売電気事業者には、説明、苦情処理、供給力確保等を行う負担が発生する。

		て、小売電気事業に相当する事業を行っている一般電気事業者・特定電気事業者においては許可制、特定規模電気事業者においては届出制による事業規制が設けられているため、既存事業者については、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない。		
国民（電気の使用者）	・ 特段の負担の追加はないものと考えられる。	・ 特段の負担の追加はないものと考えられる。	・ 特段の負担の追加はないものと考えられる。	・ ガイドラインに従わない小売電気事業者が存在する場合、説明、苦情処理、供給力確保等が適切に行われず、電気の使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録制度の整備に係る省令の策定業務等、一定程度行政機関の負担が発生する。 ・ 登録の申請に対して審査を行う業務など、一定程度行政機関の負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度で特定規模電気事業者に対する届出制度が存在しており、届出に関する省令の策定等を新たに行うための行政機関の負担は改正案①と比較して小さくなるものと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為規制に係る省令の策定や、事業者等への周知、規制の執行業務を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。 ・ また、ガイドラインは任意であるため、改正案

	生ずる。	想定される。 ・届出制の場合、審査を行わず原則として受理するため、改正案①と比較すると登録の審査業務を行う費用はほとんど発生しない。		②と同水準の実効性を確保しようとするれば、小売電気事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改正案②では生じない負担が発生すると考えられる。
--	------	---	--	---

②一般送配電事業の許可制度の創設及び一般送配電事業者に対する行為規制に関する措置

	許可制度関係		行為規制関係	
関係者	改正案①： 一般送配電事業の許可制度を創設した場合	代替案①： 一般送配電事業の登録制度を創設した場合	改正案②： 一般送配電事業者に対して行為規制を課す場合	代替案②： 一般送配電事業に係るガイドラインを政府が定めた上で、その遵守を一般送配電事業者を求める場合
一般送配電事業者	・一般送配電事業の開始、休廃止に際し参入規制を課すことになるため、一般送配電事業者に許可申請手続のための書類作成や手続待ち等のコストが発生する。	・一般送配電事業の開始、休廃止に際し参入規制を課すことになるため、一般送配電事業者に登録申請手続のための書類作成や手続待ち等のコストが発生する。	・託送供給義務、電圧・周波数維持義務等の行為規制が設けられることとなり、これらの規制を遵守するための負担が発生する。	・定められたガイドラインに従った託送供給、電圧・周波数維持等の対応を、経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従う一般送配電事業者には、

	<ul style="list-style-type: none"> ・また、事業開始の準備をしたにも関わらず許可が得られない場合には機会コストが発生する。 ・ただし、一般送配電事業の許可制については現行制度と同様の地域独占を想定しており、現状で送配電事業を行っている一般電気事業者がそのまま一般送配電事業者としての許可を得ることとなる（附則において必要なみなし規定を措置済）。そのため、実態上は事業者にとっての追加的な費用はほとんど生じない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・また、事業開始の準備をしたにも関わらず登録が拒否された場合には機会コストが発生する。 ・なお、登録制とする場合、要件を満たした事業者は原則登録を認めることとなるため、一地域に複数の一般送配電事業者が存在し得る制度となる。そのため、登録を受けた事業者それぞれにおいて、上述の負担が生じることとなる。 		<p>託送供給、電圧・周波数維持等を行うための負担が発生する。</p>
その他の電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録制とする場合、要件を満たした事業者は登録を認めることとなるため、一地域に複数の一般送配電事業者が存在し得る制度となる。その結果、送配電網への接続等に際し、一地域において 	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに従わない一般送配電事業者が存在する場合、託送供給、電圧・周波数維持等が適切に行われず、送配電網を利用する他の電気事業者の事業活動を阻害するなど、他の電気事業者に

		<p>複数の一般送配電事業者と調整を行う必要が生じるため、関連する他の電気事業者にとって負担増になることが想定される。</p> <p>・また、送配電網への二重投資による託送料金の負担増が生じることが想定される。</p>		<p>とって負担となるおそれがある。</p>
国民（電気の使用者）	<p>・特段の負担の追加はないものと考えられる。</p>	<p>・登録制とする場合、要件を満たした事業者は登録を認めることとなるため、一地域に複数の一般送配電事業者が存在することを想定した制度となる。その結果、送配電網への二重投資により、電気料金の負担増が生じることが想定される。</p>	<p>・特段の負担の追加はないものと考えられる。</p>	<p>・ガイドラインに従わない一般送配電事業者が存在する場合、託送供給、電圧・周波数維持等が適切に行われず、停電などにより電気の使用者の利益を損ねるおそれがある。</p>
行政機関	<p>・許可制度の整備に係る省令の策定業務等、一定程度行政機関の負担は発生する。ただし、従来の電気事業法に基づく一般</p>	<p>・登録制度の整備に係る省令の策定業務、登録申請に対する審査業務等、一定程度行政機関の負担は発生する。</p>	<p>・行為規制に係る省令の策定、規制の執行業務等、一定程度行政機関の負担は発生するものの基本的に従来の電気事業法</p>	<p>・ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。また、ガイド</p>

	<p>電気事業者に対する許可制度と同様の業務であることから、負担は限定的である。</p> <p>・なお、現状で送配電に係る事業を行っている一般電気事業者がそのまま一般送配電事業者としての許可を得ることを想定しているため、許可申請の審査に係る行政機関の負担はほとんど生じない。</p>		<p>に基づく一般電気事業者に対する行為規制と同様の規制内容であることから、負担は限定的である。</p>	<p>ラインに従うかどうかは任意であるため、改正案②と同水準の実効性を確保しようとするれば、一般送配電事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改正案②では生じない負担が発生すると考えられる。</p>
--	---	--	--	---

③送電事業の許可制度の創設及び送電事業者に対する行為規制に関する措置

	許可制度関係		行為規制関係	
関係者	改正案①： 送電事業の許可制度を創設する場合	代替案①： 送電事業の登録制度を創設する場合	改正案②： 送電事業者に対して行為規制を課す場合	代替案②： 送電事業に係るガイドラインを政府が定めた上で、その遵守を送電事業者に求める場合
送電事業者	<ul style="list-style-type: none"> 送電事業の開始に際して参入規制を課すことになるため、送電事業者に許可申請手続にかかる書類作成や 	<ul style="list-style-type: none"> 送電事業の開始に際して参入規制を課すことになるため、送電事業者に登録申請手続にかかる書 	<ul style="list-style-type: none"> 振替供給義務等の行為規制が課される事となり、これらの規制を遵守するための負担が発生す 	<ul style="list-style-type: none"> 定められたガイドラインに従った対応を経済合理性の範囲内で行うものの、ガイドラインに従う

	<p>手続き待ち等コストが発生する。また、事業開始の準備をしたにも関わらず許可が得られない場合には機会コストが発生する。ただし、現行制度においても送電事業に相当する事業を行っている卸電気事業者については、許可制による事業規制が設けられており、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない（附則において必要なみなし規定を措置済）。</p>	<p>類作成や手続き待ち等コストが発生する。また、事業開始の準備をしたにも関わらず登録が拒否された場合には機会コストが発生する。なお、登録制とする場合、要件を満たした事業者は原則登録を認めることとなるため、同一の送電線整備を複数の送電事業者が行い得る制度となる。そのため、登録を受けた事業者それぞれにおいて、こうした負担が生じることとなる。</p>	<p>る。ただし、現行制度においても送電事業に相当する事業を行っている卸電気事業者については、すでに振替供給等を行っており、そうした事業者には追加の費用は発生しない。</p>	<p>送電事業者には、振替供給等を行う負担が発生する。ただし、現行制度においても送電事業に相当する事業を行っている卸電気事業者については、すでに振替供給等を行っており、そうした事業者には追加の費用は発生しない。</p>
その他の電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録制とする場合、要件を満たした事業者は原則登録を認めることとなるため、同一の送電線整備を複数の送電事業者が行い得る制度となる。その結果、送配電網への二重投資による託送料金の負担増が生じることが想 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインに従わない送電事業者が存在する場合、振替供給等が適切に行われず、送電線を利用する他の電気事業者の事業活動を阻害するなど、負担となるおそれがある。

		定される。		
国民（電気の使用者）	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・登録制とする場合、要件を満たした事業者は原則登録を認めることとなるため、同一の送電線整備を複数の送電事業者が行うことを想定した制度となる。その結果、送配電網への二重投資により、電気料金の負担増が生じることが想定される。	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・ガイドラインに従わない送電事業者が存在する場合、振替供給、送電線への接続等が適切に行われず、電気の使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	・許可制度の整備に係る省令の策定業務等、一定程度行政機関の負担は発生する。ただし、従来の電気事業法に基づく卸電気事業者に対する許可制度と同様の業務であることから、負担は限定的である。	・登録制度の整備に係る省令の策定業務等、一定程度行政機関の負担は発生する。	・行為規制に係る省令の策定、規制の執行業務等、一定程度行政機関の負担は発生するものの基本的に従来の電気事業法に基づく卸電気事業者に対する行為規制と同様の規制内容であることから、負担は限定的である。	・ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。 ・また、ガイドラインは任意であるため、改正案②と同水準の実効性を確保しようとするれば、送電事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改正案②では生じない負担が発

				生ずると考えられる。
--	--	--	--	------------

④特定送配電事業の届出制度の創設及び特定送配電事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	改正案：	代替案：
特定送配電事業者	<p>特定送配電事業の届出制度を創設し、特定送配電事業者に対して行為規制を課す場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 託送供給義務等については、新たに託送供給義務等の行為規制が設けられる事となるため、追加的な負担が発生する。 	<p>特定送配電事業の届出制度を設けず、政府がガイドラインを定めた上で、その遵守を特定送配電事業者に求める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定められたガイドラインに従った対応を、特定送配電事業者の経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従う特定送配電事業者には、託送供給等を行う負担が発生する。
その他の電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインに従わない特定送配電事業者が存在する場合、託送供給等が適切に行われず、送配電網を利用する他の電気事業者の事業活動を阻害するなど、負担となるおそれがある。
国民（電気の使用者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインに従わない特定送配電事業者が存在する場合、託送供給等が適切に行われず、電気の使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為規制に係る省令の策定、規制の執行業務等、一定程度行政機関の負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。また、ガイドラインは任意であるため、改正案と同水準の実効性を確保しようとするれば、特定送配電事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改正案では生じない負担が発生すると考えられる。

⑤発電事業の届出制度の創設及び発電事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	改正案： 発電事業の届出制度を創設し、発電事業者に対して行為規制を課す場合	代替案： 発電事業の届出制度を設けず、政府がガイドラインを定めた上で、その遵守を発電事業者に求める場合
発電事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・発電事業を届出制度とすることにより、事業の開始・休廃止に当たって、発電事業者には届出手続のために必要な書類作成等のコストが発生するとともに、供給計画の策定等の負担が生じる。ただし、現行制度において発電設備の太宗を保有している既存の一般電気事業者及び卸電気事業者においては許可制が設けられており、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない。また、行為規制のうち供給計画の策定については、従来の制度（第1弾改正後の電気事業法）において、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者に対して課されているものであり、新規に規制対象となる発電事業者は存在するものの、全体としては過大な負担を強いるものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定められたガイドラインに従った対応を、発電事業者の経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従う発電事業者には、供給計画の策定等を行う負担が発生する。ただし、現行制度において発電設備の太宗を保有している一般電気事業者及び卸電気事業者においては許可制が設けられており、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない。また、他の行為規制（供給計画の策定等）についても、現行制度において、一般電気事業者及び卸電気事業者に対して課されているものであり、新規に規制対象となる発電事業者は存在するものの、全体としては過大な負担を強いるものではない。
その他の電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の負担の追加はないものと考えられる。
国民（電気の使用者）	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに従わない発電事業者が存在する場合、供給計画の策定等が適切に行われず、将来の電力需給を正確に見通すことができず、電気の使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・届出制度の整備に係る省令の策定、規制の執行業務等、一定程度行政機関の負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。

		また、ガイドラインは任意であるため、改正案と同水準の実効性を確保しようとするれば、発電事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改正案では生じない負担が発生すると考えられる。
--	--	--

⑥事業類型の見直しに伴う広域的運営に係る規制見直し

関係者	改正案：	代替案：
	電気事業者の広域的運営推進機関への加入を義務付ける場合	なし（事業類型の見直しに伴って任意加入とすることは考えられない）
電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての電気事業者は広域的運営推進機関への加入を義務付けられるとともに、需給バランスに係る情報及び主な電源の稼働状況等に係る情報を広域的運営推進機関に提供することを義務付けられることとなり、一定の負担増となり得る。 ・しかしながら、現行の電気事業法に基づく広域的運営推進機関においても、加入は義務付けられており、同種の取組が行われており、新規に規制対象となる事業者は存在するものの、全体としては追加的な負担は限定的であると考えられる。 	—
広域的運営推進機関	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の数が増加すると考えられるため、事務コストが増加するものと考えられる。 	—
国民（電気の利用者）	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の追加的な負担は発生しないと考えられる。 	—
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・省令を策定する等、一定程度行政機関の負担は発生するものの、基本的に従来電気事業法に基づく行政措置と同様の業務であることから、負担は限定的であ 	—

	る。	
--	----	--

⑦経済産業大臣による卸電力取引所の指定制度の創設

関係者	改正案： 卸電力取引市場を開設している者であって一定の要件を満たすものを経済産業大臣が指定することができる制度を新たに設ける場合	代替案： 卸電力取引に関するガイドラインを政府が策定し、取引所設置者に遵守を求める場合
市場開設者	・経済産業大臣による卸電力取引所の指定制度の創設に伴い、指定の申請に係る書類作成等のコストが発生する。また卸電力取引所に指定された市場開設者に対しては、各種の行為規制が課されるため、それらを遵守する負担が生じる。	・定められたガイドラインに従った対応を、市場開設者の経済合理性の範囲内で行うものの、ガイドラインに従う市場開設者には負担が発生する
市場参加者	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・特段の負担の追加はないものと考えられる。
国民（電気の利用者）	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・特段の負担の追加はないものと考えられる。
行政機関	・指定制度の整備に係る省令の策定、卸電力取引所に対する監督等、一定程度行政機関の負担は発生する。	・ガイドラインの策定や事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。また、ガイドラインは任意であるため、改正案と同水準の実効性を確保しようとするれば、市場開設者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改正案では生じない負担が発生すると考えられる。

⑧固定価格買取制度における接続義務の義務対象者の改正

関係者	改正案： 送電事業者についても、再生可能エネルギー発電事業者からの接続請求に応諾する義務を課す場合	代替案： なし
-----	--	------------

発電事業者	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	—
送電事業者	・接続義務については、一般法たる電気事業法で創設される義務であり、本規定はその枠組みの中で接続拒否事由等を詳細に規定するものであり、本規定により送電事業者にとって特段の追加的な負担を強いるものではない。（送電事業に新規参入する者についても同様）	—
国民（社会的便益）	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	—
行政機関	・送電事業者の接続拒否正当事由に係る省令を策定する等、一定程度行政機関の負担は発生するものの、再エネ特措法に義務を規定することにより生じる追加的な負担は限定的であると考えられる。	—

⑨商品先物取引法に基づく先物取引の対象に「電力」を追加

関係者	改正案：	代替案：
	商品先物取引法の「商品」に「電力」を追加する場合	なし
当業者（電気事業者等）	・当業者は、商品市場における取引及び先物価格を公正にすることを目的とする規制（商品先物取引法における他の商品と同等（取引における禁止行為等））に対応するためのコストが発生するが、上記目的を達成する観点から、過大な負担を強いるものではない。	—
国民	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	—
行政機関	・現在も他の商品における同等の規制に対応をしており、追加的負担は限定的である。	—

⑩保安規制の合理化となる使用前自己確認制度創設に伴う所要の措置

関係者	改正案： ・公共の安全の確保上重要な事業用電気工作物について、事業者による設備使用前の技術基準適合性（安全性）の自己確認を義務付ける場合。	代替案： なし
事業用電気工作物を設置する者	・使用前自己確認のために、電氣的な検査等の費用を要する。 ただし、本制度の対象とする電気工作物は、既に第51条の使用前自主検査の対象となっているものを想定しており、既に検査等の費用が必要となる電気工作物であるため、設置者に対して追加的に過大な負担を強いるものではない。	—
国民（電気の利用者）	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	—
行政機関	・使用前自己確認の結果について主務大臣が届出を受けることになる。ただし、本制度の対象とする電気工作物は、現在第48条第1項に規定する工事計画の届出の対象となっているものを想定しており、使用前自己確認の結果の届出を受けるとなる一方で、これまで受けていた工事計画の届出がなくなるため、追加的に過大な負担を強いるものではない。	—

7. 規制の便益

①小売電気事業の登録制度の創設及び小売電気事業者に対する行為規制に関する措置

	登録制度関係		行為規制関係	
関係者	改正案①：	代替案①：	改正案②：	代替案②：

	小売電気事業の登録制度を創設する場合	小売電気事業の届出制度を創設する場合	小売電気事業に対して行為規制を課す場合	小売電気事業に関する、ガイドラインを政府が定めた上で、その遵守を小売電気事業者を求める場合
小売電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> 登録を受けることで、適格性を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 届出を行っていることで、一定の公的位置付けを得ている事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられるが、改正案①と比較するとその程度は小さいと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に発生する便益は想定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正案②と比較すると、任意であるため、小売電気事業者にとっての経済合理性を優先することが可能。
国民（電気の利用者）	<ul style="list-style-type: none"> 小売電気事業を登録制とすることにより、登録取消を行い得るため、事業者の適格性を確保することが可能となる。これにより、電気の利用者が適正な事業者から安定的に電力供給を受けられる等の便益が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 小売電気事業を届出制とすることにより、事業者の適格性を一定程度確保することが可能となるが、届出制の場合、不適格な事業者を退出させることが困難なため、改正案①と比較すると、電気の利用者の便益が小さくなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 説明義務や、需要家からの苦情及び問い合わせを適切に処理する義務を課すことで、小売電気事業者と需要家間のトラブルの発生を回避する効果が期待される。 供給力確保義務を課すことにより、電気の利用者である国民が安定的に電気の供給を受けること 	<ul style="list-style-type: none"> 定められたガイドラインに従った説明、苦情処理、供給力確保等の対応を小売電気事業者が行う場合には、電気の利用者である国民が安定的に電気の供給を受けられる環境が整備される。ただし、改正案②と比較すると、ガイドラインに従わない小売電気事

			<p>ができる環境が整備される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善命令や罰則により実効性を担保することができる。 	<p>業者が存在する場合、電気の使用者の利益を損ねるおそれがある。</p>
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小売電気事業者に対して説明や苦情処理に関する行為規制を課すことにより、電気の使用から行政機関への苦情申し立てが減少することが想定される。 ・経済産業大臣が、小売電気事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その小売電気事業者の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる制度を整備することにより、より確実に電気の使用者の利益や公共の利益の確保が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小売電気事業者に対して説明や苦情処理に関するガイドラインの遵守を促すことにより、電気の使用から行政機関への苦情申し立てが減少することが想定されるが、任意で遵守を求めるものであるため、改正案②と比較すると効果は限定的である可能性がある。

②一般送配電事業の許可制度の創設及び一般送配電事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	許可制度関係		行為規制関係	
	改正案①： 一般送配電事業の許可制度を創設した場合	代替案①： 一般送配電事業の登録制度を創設した場合	改正案②： 一般送配電事業者に対して行為規制を課す場合	代替案②： 一般送配電事業に係るガイドラインを政府が定めた上で、その遵守を一般送配電事業者を求める場合
一般送配電事業者	・許可を受けることで、適格性を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。	・登録を受けることで、適格性を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。	・特に発生する便益は想定されない。	・改正案②と比較すると、任意であるため、一般送配電事業者にとっての経済合理性を優先することが可能。
その他の電気事業者	・一般送配電事業を許可制とすることにより、許可取消を行い得るため、事業者の適格性が確保され、適正な事業者との取引が可能となる。 ・一般送配電事業を許可制とする場合、地域独占とすることが可能なため、送配電網への二重投	・一般送配電事業を登録制とすることにより、登録取消を行い得るため、事業者の適格性が確保され、適正な事業者との取引が可能となる。	・一般送配電事業を行うに当たっての禁止行為を定めることで、送配電網を利用する他の電気事業者にとって、競争条件の公平性の確保が図られる。 ・業務改善命令や罰則により実効性を担保することができる。	・一般送配電事業を行うに当たっての禁止行為を定めたガイドラインに従った対応を一般送配電事業者が行う場合には、送配電網を利用する他の電気事業者にとって、競争条件の公平性の確保が図られる。ただし、改正案②と比較すると、ガイド

	<p>資の回避が可能であり、託送料金の抑制により送配電網を利用する他の電気事業者に便益が生じる。</p>			<p>ラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。</p>
国民（電気の利用者）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業を許可制とすることにより、許可取消を行い得るため、事業者の適格性を確保することが可能となる。これにより、安定的な電力供給が実現する等の便益が想定される。 ・一般送配電事業を許可制とする場合、地域独占とすることが可能なため、送配電網への二重投資の回避が可能であり、電気料金負担の減少により電気の利用者に便益が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業を登録制とすることにより、登録取消を行い得るため、事業者の適格性を確保することが可能となる。これにより、安定的な電力供給が実現する等の便益が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・託送供給義務や、最終保障措置、離島における電力供給についての措置を講ずることで、全ての国民が電気の安定供給を受けられる環境が整備される。 ・業務改善命令や罰則により実効性を担保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・託送供給義務や、最終保障措置、離島における電力供給について定めたガイドラインに従った対応を一般送配電事業者が行う場合には、安定供給の確保が図られる。ただし、改正案②と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業大臣が、一般送配電事業者に対し、電気の利用者の利益又は公 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。

			<p>共の利益を確保するために必要な限度において、その一般送配電事業者の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる制度を整備することにより、より確実に電気の利用者の利益や公共の利益の確保が可能となる。</p>	
--	--	--	---	--

③送電事業の許可制度の創設及び送電事業者に対する行為規制に関する措置

	許可制度関係		行為規制関係	
関係者	<p>改正案①： 送電事業の許可制度を創設した場合</p>	<p>代替案①： 送電事業の登録制度を創設した場合</p>	<p>改正案②： 送電事業者に対して行為規制を課す場合</p>	<p>代替案②： 送電事業に係るガイドラインを政府が定めた上で、その遵守を送電事業者を求める場合</p>
送電事業者	<p>・許可を受けることで、適格性を有する事業者であることが供給の相手方である一般送配電事業者に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。</p>	<p>・登録を受けることで、適格性を有する事業者であることが供給の相手方である一般送配電事業者に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。</p>	<p>・特に発生する便益は想定されない。</p>	<p>・改正案②と比較すると、任意であるため、送配事業者にとっての経済合理性を優先することが可能。</p>

<p>その他の電気事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・送電事業を許可制とすることにより、許可取消を行い得るため、事業者の適格性を確保され、適正な事業者との取引が可能となる。 ・送電事業を許可制とする場合、ある送電線の整備を独占的に一の送電事業者に行わせ得る制度となるため、送電線への二重投資の回避が可能であり、託送料金の抑制により送電線を利用する他の電気事業者に便益が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・送電事業を登録制とすることにより、登録取消を行い得るため、事業者の適格性を確保され、適正な事業者との取引が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・送電事業を行うに当たっての禁止行為を定めることで、送電線を利用する他の電気事業者にとって、競争条件の公平性の確保が図られる。 ・業務改善命令や罰則により実効性を担保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・送電事業を行うに当たっての禁止行為を定めたガイドラインに従った対応を送電事業者が行う場合には、送電線を利用する他の電気事業者にとって、競争条件の公平性の確保が図られる。ただし、改正案②と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
<p>国民（電気の使用者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・送電事業を許可制とすることにより、許可取消を行い得るため、事業者の適格性を確保することが可能となる。これにより、安定的な電力供給が実現する等の便益が想定される。 ・送電事業を許可制とす 	<ul style="list-style-type: none"> ・送電事業を登録制とすることにより、登録取消を行い得るため、事業者の適格性を確保することが可能となる。これにより、安定的な電力供給が実現する等の便益が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・振替供給義務等についての措置を講ずることで、全ての国民が電気の安定供給を受けられる環境が整備される。 ・業務改善命令や罰則により実効性を担保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・振替供給義務等について定めたガイドラインに従った対応を一般送配電事業者が行う場合には、安定供給の確保が図られる。ただし、改正案②と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。

	る場合、ある送電線の整備を独占的に一の送電事業者に行わせ得る制度となるため、送電線への二重投資の回避が可能であり、電気料金負担の減少により電気の利用者に便益が生じる。			る。
行政機関	・特に発生する便益は想定されない。	・特に発生する便益は想定されない。	・経済産業大臣が、送電事業者に対し、電気の利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その送電事業者の運営の改善に必要な措置をとることができる制度を整備することにより、より確実に電気の利用者の利益や公共の利益の確保が可能となる。	・特に発生する便益は想定されない。

④特定送配電事業の届出制度の創設及び特定送配電事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	改正案： 特定送配電事業の届出制度を創設し、特定送配電事業者に対して行為規制を課す場合	代替案： 特定送配電事業の届出制度を設けず、政府がガイドラインを定めた上で、その遵守を特定送配電事業者に求
-----	--	--

		める場合
特定送配電事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・届出を行い、経済産業大臣の変更・中止命令を受けなかったことにより、一定の適格性を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。 ・公益特権を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正案と比較すると、任意であるため、特定送配電事業者にとっての経済合理性を優先することが可能。
その他の電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・託送供給義務が課される特定送配電事業者がその義務を適切に履行することにより、送配電網を利用する他の電気事業者にとって、特定送配電事業者が持つ送配電設備を活用できる環境が整備される。 ・業務改善命令や罰則により実効性を担保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・託送供給義務等について定めたガイドラインに従った対応を特定送配電事業者が行う場合には、特定送配電事業者が持つ送配電設備を活用できる環境が整備される。ただし、改正案と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
国民（電気の利用者）	<ul style="list-style-type: none"> ・電圧及び周波数維持義務等を課すことにより、電気の利用者の利益を確保することができる。 ・特定送配電事業を届出制にし、経済産業大臣がその届出内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる環境を整備することにより、送配電設備に係る二重投資及び過剰投資を防止することが可能であり、電気料金負担の抑制により電気の利用者に便益が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電圧及び周波数維持義務等、電気の利用者の利益を確保するための方策がガイドラインとして示されることによって、利用者の利益が一定程度確保されると考えられる。ただし、改正案と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業大臣が、特定送配電事業者に対し、電気の利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その特定送配電事業者の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる制度を整備することにより、より確実に電気の利用者の利益や 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。

	公共の利益の確保が可能となる。	
--	-----------------	--

⑤発電事業の届出制度の創設及び発電事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	改正案：	代替案：
関係者	発電事業の届出制度を創設し、発電事業者に対して行為規制を課す場合	発電事業の届出制度を設けず、政府がガイドラインを定めた上で、その遵守を発電事業者に求める場合
発電事業者	<ul style="list-style-type: none"> 届出を行うことで、適格性を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。 公益特権を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正案と比較すると、任意であるため、発電事業者にとっての経済合理性を優先することが可能。
その他の電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> 発電等義務を課すことにより、一般送配電事業者が安定的に供給力を調達できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に発生する便益は想定されない。
国民（電気の使用者）	<ul style="list-style-type: none"> 供給計画の策定等を義務付けることにより、経済産業大臣が我が国における供給力を適切に把握することが可能となる。また、発電事業者に対して、一般送配電事業者への発電等義務に従う義務を課すことにより、電気の使用者の利益の保護のため、発電事業者が持つ供給力を活用できる環境が整備され、電気の安定供給確保という電気の使用者の利益が確保される。 	<ul style="list-style-type: none"> 供給計画の策定等について定めたガイドラインが示されることによって、発電事業者が持つ供給力を活用できる環境が整備され、電気の使用者の利益が一定程度確保されと考えられる。ただし、改正案と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業大臣が、発電事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その発電事業者の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる制度や、供給命令を発動できる制度の整備により、より確実に電気の使用者の利益や公共の利益の確保が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に発生する便益は想定されない。

⑥事業類型の見直しに伴う広域的運営に係る規制見直し

関係者	改正案： 電気事業者の広域的運営推進機関への加入を義務付ける場合	代替案： なし（事業類型の見直しに伴って任意加入とすることは考えられない）
電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての電気事業者を会員とする組織とすることによって、電気事業者間の相互協調を一層確実なものとするとともに、事故等が発生した際、電気事業者が有する高度な専門的・技術的知見を最大限活用して迅速かつ適切な対応をとることが可能となる。 ・我が国の系統全体で電気の安定供給が確保されること自体が、全ての電気事業者にとって大きな便益であると考えられる。 	—
広域的運営推進機関	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的運営推進機関が全ての電気事業者に対して指示等を行うことができるようになることで、電気事業者間の相互協調を一層確実なものとするとともに、事故等が発生した際、電気事業者が有する高度な専門的・技術的知見を最大限活用して迅速かつ適切な対応をとることが可能となるなど、広域的運営推進機関の業務がより適切に遂行できるようになる。 	—
国民（電気の使用者）	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の系統全体で電気の安定供給の確保の実現を通じて、国民生活の安定に寄与する。 	—
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。（広域的運営推進機関が全ての電気事業者に対して指示等を行うことができるようになることによる間接的な便益は存在する） 	—

⑦経済産業大臣による卸電力取引所の指定制度の創設

関係者	改正案：	代替案：
市場開設者	<p>卸電力取引市場を開設している者であって一定の要件を満たすものを経済産業大臣が指定することができる制度を新たに設ける場合</p> <p>・ 指定を受けることで、行政の監督の下で、相場操縦等の不当行為の防止、取引参加者に対する公平な取扱い、適切な市場監視等が行われていることが制度的に担保されるため、市場運営への信頼が高まり、当該市場への参加が活発となるというメリットが生じると考えられる。</p>	<p>卸電力取引に関するガイドラインを政府が策定し、市場開設者に遵守を求める場合</p> <p>・ 改正案と比較すると、任意であるため、市場開設者にとっての経済合理性を優先することが可能。</p>
市場参加者	<p>・ 相場操縦等の不当行為の防止、取引参加者に対する公平な取扱い、適切な市場監視等が確保されることにより、市場参加の機会の拡大や、市場の透明性の向上などの便益が生じると考えられる。</p>	<p>・ 市場監視等の方策がガイドラインとして示され、ガイドラインが遵守される場合には、市場参加の機会の拡大や、市場の透明性の向上などの便益が生じると考えられる。ただし、改正案と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。</p>
国民（電気の使用者）	<p>・ 卸電力取引市場において指標性を有する適正な価格が形成されることにより、電気の使用者の利益の保護が図られる。</p>	<p>・ 市場監視等の方策がガイドラインとして示されることとなるため、ガイドラインが遵守される場合には、使用者の利益が一定程度確保されると考えられる。ただし、改正案と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。</p>
行政機関	<p>・ 卸電力取引市場を適切に監督し、当該開設者を通じて市場運営の状況を経済産業大臣が把握した上で、仮に問題がある場合にはこれを是正することができることとなる。</p>	<p>・ 特に発生する便益は想定されない。</p>

⑧固定価格買取制度における接続義務の義務対象者の改正

関係者	改正案：	代替案：
	送電事業者についても、再生可能エネルギー発電事業者からの接続請求に応諾する義務を課す場合	なし
発電事業者	・送電事業者に接続を請求する際、送電事業者が接続拒否をすることができる正当な事由が明確に省令で定められていることにより、接続を行おうとする再エネ発電事業者の接続に係る予見可能性を担保する効果がある。	—
送電事業者	・特段の便益はない。	—
国民（社会的便益）	・再生可能エネルギーの導入が促進され、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減に資することとなる。	—
行政機関	・特段の便益はない。	—

⑨商品先物取引法に基づく先物取引の対象に「電力」を追加

関係者	改正案：	代替案：
	商品先物取引法の「商品」に「電力」を追加する場合	なし
当業者（電気事業者等）	・電力先物取引が法的に位置づけられ、電力先物の価格の形成や商品市場における電力先物取引の公正等が確保される。 ・また、今般の改正により、電力先物取引が刑法における法令行為として賭博罪に係る違法性が阻却されることが明確になるため、これにより、卸電力市場の価格変動リスクを回避することが可能となる。	—

行政機関	・特に発生する便益は想定されない。	—
------	-------------------	---

⑩保安規制の合理化となる使用前自己確認制度創設に伴う所要の措置

関係者	改正案：	代替案：
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の安全の確保上重要な事業用電気工作物について、事業者による設備使用前の技術基準適合性（安全性）の自己確認を義務付ける場合。 	なし
事業用電気工作物を設置する者	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な保安規制の実現により、最小限の負担で設備の使用を開始できる。 （本制度の対象として想定しているのは、現行で工事計画の届出（第48条第1項）・使用前自主検査（第51条第1項）・使用前安全管理審査（第51条第3項）を必要とする電気工作物であり、本制度の対象とすることで、使用前自主検査と実質的な負担がほぼ同じである使用前自己確認以外が不要となるため、実質的に設置者の負担が軽減されることとなる予定。） 	—
国民（電気の利用者）	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規制を遵守するための費用は最終的に電力料金等となって電気の利用者の負担するところとなるため、合理的な保安規制の実現により、保安規制が合理化された分の費用低減が達せられる。 	—
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法上規制の間隙となっている「国による工事計画の事前審査は不要だが、使用前の安全確認は必要」である事業用電気工作物について合理的な保安規制を行うことができる。 	—

8. 政策評価の結果

①から⑩の改正案と代替案について、費用便益分析を行う。なお、⑥⑧⑨⑩は代替案がないため、改正案にかかる費用便益分析を行う。

①小売電気事業の登録制度の創設及び小売電気事業者に対する行為規制に関する措置

今般の見直しは、電気の小売業への参入の全面自由化の実施に伴う、電気事業類型の見直しを行うとともに、小売電気事業の性格に応じた行為規制を課すものである。

以下の理由により、電気が国民生活及び経済活動に必要不可欠な必需財であること等を鑑み、便益面で十分な効果が得られる本改正案を導入することは妥当であると考えられる。

<登録制度関係>

改正案（登録制度）、代替案（届出制度）ともに、小売電気事業者、行政機関に対し、登録又は届出の書類作成や審査・受理業務等の費用が想定されるが、代替案（届出制度）を採用した場合は、改正案（登録制度）を採用した場合と比べて、登録を拒否された場合の機会コストや、審査を行う行政機関の負担が少なくなる事が想定される。

一方、便益面については、改正案（登録制度）では、需要家（電気の使用者）の利益を損なうおそれがないと経済産業大臣が認めた者のみが小売電気事業を営み得る登録制度を創設し、不適格な事業者は登録を取り消すことが可能となり、適正な事業者による安定的な電力供給等の便益が見込まれる。他方、代替案（届出制度）では不適格な事業者を退出させることが困難なため、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。

以上のように、代替案（届出制度）を採用した場合は、改正案（登録制度）を採用した場合と比べて、登録を拒否された場合の機会コストや、審査を行う行政機関の負担が少なくなる事が想定されるが、小売電気事業が国民生活及び経済活動に必要不可欠な必需財である電気を直接需要家に供給するという公益性の高い事業であるにもかかわらず、不適格な事業者が存在した場合に、退出させることが困難となる。このため、代替案（届出制度）では電気の使用者たる国民の利益が害される可能性があり、便益面で必要十分な効果が得られないことが想定される。

<行為規制関係>

改正案（行為規制）、代替案（ガイドライン）ともに、必要水準の実効性を確保しようとするれば、特に新規参入の小売電気事業者に対し、規制遵守に係る費用の発生が想定されるが、代替案（ガイドライン）を採用した場合は、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案（行為規制）と比較して遵守費用は少なくなることが想定される。

一方、便益面については、改正案（行為規制）では、料金その他の供給条件の需要家への説明義務や供給力確保義務等の行為規制を課すことにより、需要家の保護や安定的な電力の供給の確保等、電気の使用者たる国民の利益や公共の利益が担保される形となっているが、代替案（ガイドライン）は事業者に任意で遵守を求めるものであ

るため、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。

以上のように、代替案（ガイドライン）を採用した場合は、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案（行為規制）と比較して遵守費用は少なくなることが想定されるが、任意での遵守を求めるのみとなるため、全ての国民が電気の安定供給を受けられる環境の整備が不十分となる可能性がある。

②一般送配電事業の許可制度の創設及び一般送配電事業者に対する行為規制に関する措置

今般の見直しは、電気の小売業への参入の全面自由化の実施に伴い、電気事業類型の見直しを行うとともに、一般送配電事業の性格に応じた規制を課すものである。

以下の理由により、送配電網が国民生活及び経済活動に必要不可欠な必需財である電気を供給する上で欠かせない公共インフラである事であること等を鑑み、便益面で十分な効果が得られる本改正案を導入することは妥当であると考えられる。

<許可制度関係>

改正案（許可制度）は、関係者への追加的な費用はほとんど生じないが、代替案（登録制度）は、新規参入者の場合の手続き等で負担が増加するとともに、要件を満たした事業者は登録を認めるため、二重投資による電気料金の増加が生じ得る。

一方、便益面については、改正案（許可制度）では、送配電網への二重投資の回避により電気料金の抑制等の便益が得られるが、代替案（登録制度）では、こうした便益が得られない。

<行為規制関係>

改正案（行為規制）、代替案（ガイドライン）ともに、一般送配電事業者に、規制を遵守するための負担が発生するが、代替案（ガイドライン）においては、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案（行為規制）と比較して遵守費用は少なくなることが想定される。また、行政機関においては、省令策定や規制の執行業務等が発生するものの、従来の電気事業法に基づく一般電気事業者に対する行為規制と同様の規制内容であることから、新たに発生する費用は限定的である。

一方、便益面については、改正案（行為規制）では、電圧及び周波数維持義務等の行為規制を課すことにより、送配電網を利用する他の電気事業者にとって競争条件の公平性の確保が図られると共に、その実効性を担保することが可能となる。また、電気の安定供給を受けられる環境及び、託送料金（送電料金）の不当な上昇を防ぐ制度の整備等、電気の使用者たる国民の利益が担保される。他方、代替案（ガイドライン）は事業者に任意で遵守を求めるものであるため、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。

以上のように、代替案（ガイドライン）を採用した場合は、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案（行為規制）と比較して遵守費用は少なくなることが想定されるが、任意での遵守を求めるのみとなるため、全ての国民が電気の安定供給を受けられる環境の整備が不十分となる可能性がある。

③送電事業の許可制度の創設及び送電事業者に対する行為規制に関する措置

改正案と代替案について費用便益分析を行う。

今般の見直しは、電気の小売業への参入の全面自由化の実施に伴い、電気事業類型の見直しを行うとともに、送電事業の性格に応じた規制を課すもの。

送電設備が、国民生活及び経済活動に必要な必需財である電気を供給する上で欠かせない公共インフラである事であること等を鑑み、以下の理由により、便益面での十分な効果が得られる本改正案を導入することは妥当であると考えられる。

<許可制度関係>

改正案（許可制度）、代替案（登録制度）ともに、送電事業者、国民、行政機関の追加的な負担は限定的であるが、加えて代替案については、要件を満たした事業者は登録を認めるため、二重投資による電気料金の増加が生じる。

一方、便益面については、改正案（許可制度）では、送配電網への二重投資の回避により電気料金の抑制等の便益が得られる一方、代替案（登録制度）では、こうした便益が得られない。

<行為規制関係>

改正案（行為規制）、代替案（ガイドライン）ともに、送電事業者には、規制を遵守するための負担が発生するが、代替案（ガイドライン）では、送電事業者は経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案（行為規制）と比較して遵守費用は少なくなることが想定される。なお、現行制度においても送電事業に相当する事業を行っている卸電気事業者については、すでに振替供給等を行っているため、そうした事業者には追加の費用は発生しない。また、行政機関においては、省令の策定や規制の執行業務が発生するものの、従来の電気事業法に基づく卸電気事業者に対する行為規制と同様の規制内容であることから新たに発生する費用は限定的である。

一方、便益については、改正案（行為規制）では、振替供給義務等の行為規制を課すことにより、送電設備を利用する他の電気事業者にとって競争条件の公平性の確保が図られると共に、電気の安定供給を確保し振替供給料金（送電料金）の上昇を防ぐ環境の整備等、電気の使用者たる国民の利益が、担保される形となっているが、代替案（ガイドライン）は事業者に任意で遵守を求めるものであるため、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。

以上のように、代替案（ガイドライン）を採用した場合は、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案（行為規制）と比較して遵守費用は少なくなることが想定されるが、便益面で十分な効果が期待できず、電気事業者が送電設備を公平に利用できなくなることや、全ての国民が電気の安定供給を受けられなくなる事態が想定される。

④特定送配電事業の届出制度の創設及び特定送配電事業者に対する行為規制に関する措置

特定送配電事業の届出制度の創設及び特定送配電事業者に対する行為規制に関する今般の見直しは、電気の小売業への参入の全面自由化の実施に伴う、電気事業類型の見直しを行うとともに、それぞれの事業の性格に応じた規制を課すものである。

<費用と便益の関係の分析>

本件規制を設けることにより発生する費用は、特定送配電事業者においては、託送供給義務等の行為規制を遵守するための負担があげられる。また、行政機関においては、省令策定や規制の執行業務等の負担が発生する。

一方、便益は、特定送配電事業者においては、経済産業大臣の変更・中止命令を受けなかったことにより、一定の適格性を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなること、その他の電気事業者にとっては、特定送配電事業者が託送供給義務を適切に履行することにより、送配電設備を活用できる環境が整備されること、国民にとっては、電圧及び周波数維持義務等を課すことにより、電気の利用者の利益を確保することができること、行政機関にとっては、より確実に電気の利用者の利益や公共の利益の確保が可能となることなどがあげられる。

送配電設備は電気の供給に欠かせない公共インフラであり、便益として記載した事項は特定送配電事業を行うにあたって必要不可欠なものであることを鑑みると、便益として十分な効果を得るために、費用は最小限必要かつ限定的であることから、本件規制を設けることは適切であると考えられる。

<代替案との比較>

改正案（届出制度を創設し行為規制を課す）、代替案（届出制度を設けずガイドラインを定める）ともに、従来許可制の下で同種の事業を行っていた特定電気事業者については、追加的な負担は発生しないが、新規参入で特定送配電事業を営もうとする者には新たな費用の発生が想定される。その際、代替案（ガイドライン）においては、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案（行為規制）と比較して遵守費用は少なくなることが想定される。

一方、便益面については、改正案では、安定的に託送供給を受けることができ、送配電網への二重投資の回避による電気料金の抑制等の便益も得られる。しかし、代替案（ガイドライン）は事業者に任意で遵守を求めるものであるため、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。

以上のように、代替案（ガイドライン）においては、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案（行為規制）と比較して遵守費用は少なくなることが想定されるが、特定送配電事業者以外の電気事業者が送配電設備を活用できる環境が整わないことや、国民の利益が十分に確保出来なくなる可能性があること、行政機関にとっても電気の利用者の利益や公共の利益の確保を確実に担保できなくなる等の事態が想定される等、便益面で必要十分な効果が期待出来ない。送配電設備が、国民生活及び経済活動に必要不可欠な必需財である電気を供給する上で欠かせない公共インフラである事であることを鑑み、便益面での十分な効果が得られる本改正案（行為規制）は妥当であると考えられる。

⑤発電事業の届出制度の創設及び発電事業者に対する行為規制に関する措置

今般の見直しは、電気の小売業への参入の全面自由化の実施に伴う、電気事業類型の見直しを行うとともに、それぞれの事業の性格に応じた規制を課すものである。

改正案（届出制度を創設し行為規制を課す）、代替案（届出制度を設けずガイドラインを定める）ともに、従来許可制の下で同種の事業を行っていた一般電気事業者や

卸電気事業者については、追加的な負担は発生しないが、新規参入で発電事業を営もうとする者には新たな費用の発生が想定される。その際、代替案（ガイドライン）においては、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案（行為規制）と比較して遵守費用は少なくなることが想定される。

一方、便益面については、改正案では、供給計画の策定等を義務付けることにより我が国の供給力の把握や活用が行われることで、電気の安定供給の確保等需要家（電気の使用者）の利益が確保されることとなるが、代替案（ガイドライン）は事業者に任意で遵守を求めるものであるため、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。

以上のように、代替案（ガイドライン）においては、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案（行為規制）と比較して遵守費用は少なくなることが想定されるが、発電等義務が課されない事により、安定的に供給力を調達できなくなる可能性がある他、発電事業者が持つ供給力を活用できる環境の整備が不十分になることや、行政機関にとっても電気の使用者の利益や公共の利益の確保を確実に担保できなくなる等の事態が想定される等、便益面で必要十分な効果が期待出来ない。電気が国民生活及び経済活動に必要な必需財であることから、発電事業者からの電気の供給が不安定になることは、電気の使用者の利益を阻害するものである事を鑑み、必要最小限の費用は発生するものの、便益面での十分な効果が得られる本改正案（行為規制）を導入することは妥当であると考えられる。

⑥事業類型の見直しに伴う広域的運営に係る規制見直し

今般の電気事業類型の見直し後においても電気の安定供給の確保等に資するよう、広域的運営推進機関への加入義務等について、引き続き、電気事業者全体に課すものである。

改正案（加入義務付け）は、電気事業者に対して広域的運営推進機関への情報提供義務を課す等関係者の追加的な負担は発生するものの、限定的である。

一方、便益面については、全ての電気事業者を広域的運営推進機関の会員とする改正案が、電気事業者間の相互協調を一層確実なものとする事で、我が国の系統全体で電気の安定供給の確保が図られ、国民生活の安定に寄与すると考えられる。

したがって、改正案による今回の措置は政策目的を実現する上で妥当なものであると考えられる。

⑦経済産業大臣による卸電力取引所の指定制度の創設

今般の見直しは、今般の法改正によって卸電力取引所における取引の重要性が増す中で、取引所が開設する市場で指標性を有する適切な価格を形成するために、電力の卸取引を行う市場を開設している者であって一定の要件を満たすものを経済産業大臣が卸電力取引所として指定した上で、経済産業大臣が当該市場における価格形成や市場運営の状況等を適時適切に把握し、仮に市場運営に問題がある場合には、これを是正し得る環境を整備するものである。

改正案（指定制度による市場監視等）、代替案（ガイドラインによる市場監視等）ともに、関係者の追加的な負担は限定的と考えている。例えば、市場開設者にとっては、改正案では規制に適合するための負担が増すこととなるが、代替案でも同水準の

市場監視等を行おうとすると、同じく負担が増すこととなる。

一方、便益面については、改正案では、市場開設者に対し、市場の信頼性が増すことで市場が活性化する便益が発生するが、代替案においては、あくまで経済合理性の範囲内で事業者が取り組むため、この便益を十分に享受することができない可能性がある。また、市場参加者や国民に対しては、改正案では市場参加の機会の拡大や市場の透明性の向上、価格指標性の向上などの便益が生じると考えられるが、代替案では市場開設者がガイドラインに従わない場合にはこうした効果がもたらされないおそれがあるため、便益は限定的なものとなる。

したがって、これらを踏まえると、改正案による今回の措置は政策目的を実現する上で妥当なものであると考えられる。

⑧固定価格買取制度における接続義務の義務対象者の改正

今般の見直しは、電気事業法の改正により、送電事業者に対する行為規制が創設されることを踏まえ、これまでの再エネ特措法上の接続義務対象者に相当する一般送配電事業者及び特定送配電事業者に加え、送電事業者に対しても、接続義務を課すというものである。

費用面では、関係者の追加的な負担は限定的と考えられる。

一方、便益面については、再生可能エネルギー発電事業者に対して、系統への接続の予見可能性を担保することが可能となり、再生可能エネルギーの利用拡大に効果があると考えられる。

したがって、これらを踏まえると、改正案による今回の措置は、政策目的を実現する上で妥当なものであると考えられる。

⑨商品先物取引法に基づく先物取引の対象に「電力」を追加

今般の見直しは、商品先物取引法の「商品」に「電力」を加え、卸電力市場の価格の変動を回避できる電力先物取引を可能とするものである。改正案の費用については、当業者（電気事業者等）に他の商品と同等のコストが発生するが、過大な負担を強いるものではなく、また、行政機関も既に他の商品における同等の規制に対応しており、追加的負担は限定的である。一方、便益面については、改正案により電力先物取引が法的に位置づけられ、電力先物の価格の形成や商品市場における電力先物取引の公正等が確保されるとともに、当業者（電気事業者等）が電力先物取引を行い、卸電力市場の価格変動リスクを回避することが可能となる。

したがって、これらを踏まえると、改正案による今回の措置は、政策目的を実現する上で妥当なものであると考えられる。

⑩保安規制の合理化となる使用前自己確認制度創設に伴う所要の措置

上述の保安規制合理化に係る費用・便益の分析に示すとおり、合理的な保安規制の実現により、安全確保を担保しながら、保安に係る事業者の費用の最小限化が図られ、結果として価格の低減という形で電気の使用者の便益にもつながることから、使用前自己確認制度を導入することは妥当であると言える。

9. 有識者の見解その他の関連事項

平成24年2月から平成25年2月にかけて、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、東日本大震災によって生じた課題への対応、そして今後の我が国の電力システムのあり方について、有識者や業界を交え活発な議論を行い、報告書が平成25年2月8日に取りまとめられたところである。また、平成25年7月には具体的な制度設計に関する検討・審議を行うため、総合資源エネルギー調査会に制度設計ワーキンググループを設置し、これまで5回にわたって審議を行った。

同ワーキンググループにおいては、事業類型の見直し及び新たな各事業類型に対する規制の在り方等について、以下の資料に基づき議論され、これを受けて本法案の改正内容としているものである。

【資料】

http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku_system/seido_sekkei_wg/pdf/02_03_01.pdf

加えて、平成25年4月2日には「電力システムに関する改革方針」を閣議決定するとともに、平成25年11月に成立した電気事業法第1弾改正法（平成25年法律第74号）附則の改革プログラムにおいては、2016年を目途に小売全面自由化を行うことや、小売電気事業者に対して供給力確保義務を課すことなどを規定している。

また、保安規制の合理化となる使用前自己確認制度創設に伴う所要の措置については、平成25年12月17日開催の第4回産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会で審議され、了承された。

【資料】

http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/hoan/denryoku_anzen/pdf/004_01_00.pdf

【議事録】

http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/hoan/denryoku_anzen/pdf/004_gijiroku.pdf

10. レビューを行う時期又は条件

今後、電気事業に係る制度の抜本的な改革を段階的に進めていく際、必要があると認めるときは、今般の改正に係る規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

なお、電力システム改革は、平成25年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」に基づき、3段階のスケジュールに沿って改革を進めていくこととしており、「今後、電気事業に係る制度の抜本的な改革を段階的に進めていく際、必要があると認めるとき」とは、具体的には、それぞれ第3段階までの改革を進めていく中で、必要に応じて前段階のレビューを行うことを意味するものである。